簡易水道事業　経営戦略

令和　８年度　－　令和１７年度
（2026 年度　－　2035 年度）

令和８年３月

鶴居村

目次

総論 2

1　改定の方針について 3

1.1 今回の経営戦略改定の柱について 3

2　方針の背景及び現状分析と経営課題について 4

2.1 令和７年度予算数値と将来推計値 4

2.2 鶴居村簡易水道事業の経営課題 4

3　本経営戦略改定後の見通し 5

3.1 対象事業及び計画期間 5

3.2 実現のためのロードマップ 5

3.3 業績目標 5

4　経営戦略 7

各論 14

第１章　各種統計 15

1　簡易水道事業の現状と課題 15

1.1 簡易水道事業の概要 15

1.3 将来の事業環境 23

1.4 簡易水道事業の経営課題 26

2　水道料金の適正水準 27

2.1 料金対象経費の予測と料金適正水準の検討 27

2.2 料金水準の見直しとその影響について 27

3　投資・財政計画 27

3.1 投資計画の検討 27

3.2 今後の財政運営上の基本方針 27

3.3 将来シミュレーションの実施及び前提条件 28

3.4 財政計画の策定 29

3.5 指標分析 33

第２章　事後検証と経営戦略の見直し 39

1　事後検証 39

2　経営戦略の見直し 39

第３章　投資・財政計画 40

1　投資・財政計画 40

総論

1 改定の方針について

1.1 今回の経営戦略改定の柱について

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間と定めた、今回の鶴居村簡易水道事業経営戦略の改定においては、以下の内容を盛り込んだ計画とします。

1. 料金の改定による財政基盤の確保

【目的】

水道事業の持続可能な運営を図るため、料金改定を通じて安定した財政基盤の確保に努めます。

【背景・理由】

① 地方公営企業としての原則

簡易水道事業は、利用者の負担をもとに運営されるべき事業であるが、現在は水道料金の収入の割合が低く、一般会計からの繰入金に依存して財政基盤が脆弱な状況です。

② 長期期間にわたる料金未改定

平成 18 年の料金改定以降、20 年間にわたり料金の改定が行われておらず、物価や経費の変動に対応できていません。

③ 料金回収率の維持と改善の必要性

現在の料金回収率は約 70%ですが、今後 10 年間でこれを維持しなければ、料金回収率は 62%まで低下する見込みです。

・人口減少：今後 10 年間で人口が 10%減少する

・物価上昇により経費が 10 年間で約 20%増加する

2 方針の背景及び現状分析と経営課題について

2.1 令和７年度予算数値と将来推計値

以下の図は、令和７年度の予算及び財政シミュレーションに基づく推計です。今後は、更新費用や維持管理費の増加、さらに人口減少による料金収入の減少が進むことで、一般会計からの繰入金の割合が増加することが見込まれます。

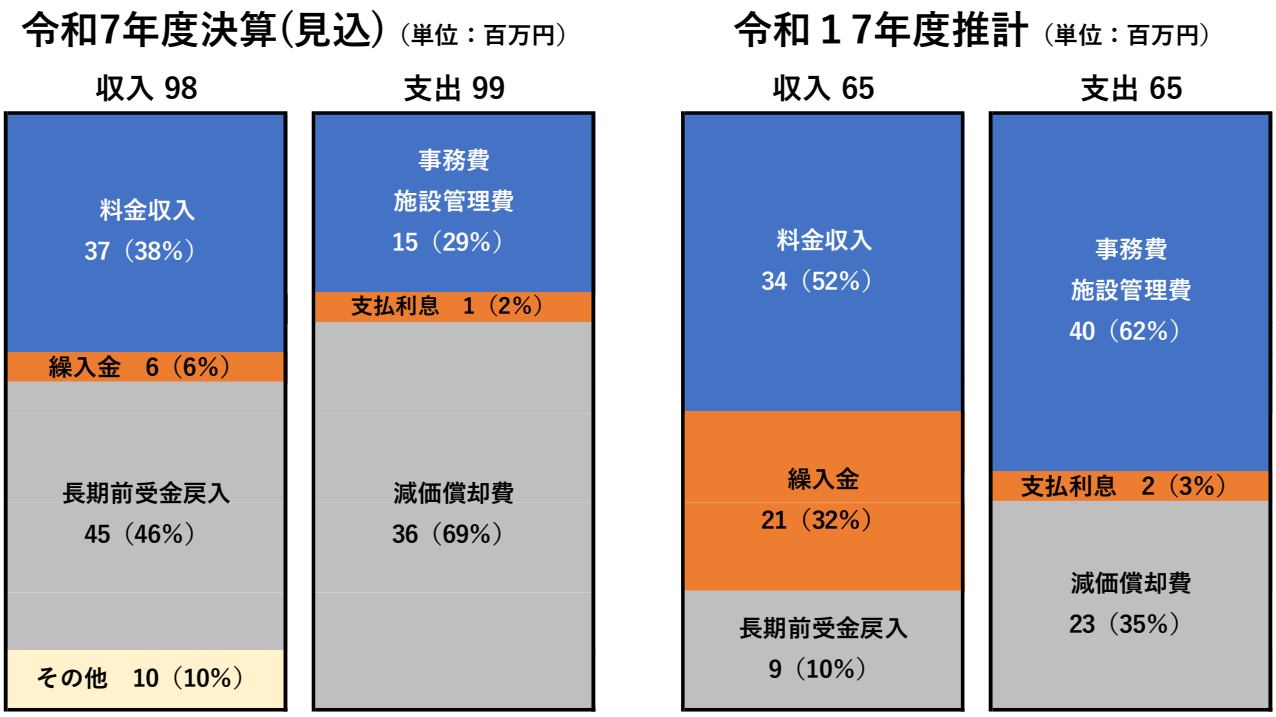

図ａ　令和７年度決算見込と令和 17 年度推計の損益計算書比較

2.2 鶴居村簡易水道事業の経営課題

以下の理由により財源が不足しており、早急な対策が必要になっています

1. **今後、施設の更新費用や物価高騰に伴う維持管理費の増加に加え、人口減少により料金収入の減少が予想されます。その結果、村からの繰入金の割合が増加する見込みです。**
2. **昭和 29 年 11 月 1 日の供用開始から 74 年が経過した現在においても、料金回収率は 100%に達しておらず、資本費に充当するための十分な財源が確保できていません。**

3 本経営戦略改定後の見通し

3.1 対象事業及び計画期間

本経営戦略は、水道事業を対象としています。

経営戦略は、中長期的な経営の基本計画であり、通常 10 年以上の期間を基本としています。これを踏まえ、本経営戦略の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

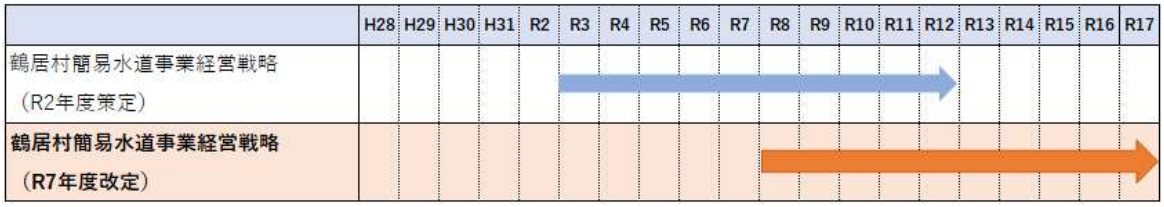

図 b　経営戦略の対象事業及び計画期間

3.2 実現のためのロードマップ

総務省「経営戦略の改定推進について」に基づき、「**料金回収率の向上に向けたロードマップ**」を以下に示します。

料金回収率の向上を図るため、令和 10 年度から令和 11 年度にかけて水道料金の在り方について検討を行い、令和 12 年度に料金改定を実施する予定です。また、料金改定の結果を経営戦略に反映させるため、改定から 3 年後に経営戦略の見直しを行うサイクルを確立します。

さらに令和 15 年度から令和 16 年度にかけて再度水道料金の検討を行い、令和 17 年度に 2 回目の料金改定を予定します。

図 c　料金回収率の向上に向けたロードマップ

3.3 業績目標

ロードマップに従い、料金回収率の向上に向けた業績目標を以下に示します。

料金回収率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	69.5%	67.7%	67.1%	66.6%	67.2%	70.5%	71.7%	70.0%	67.1%	66.6%	70.1%
供給単価（円/㎥）	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23	83.20	83.20	83.20	83.20	83.20	89.02
給水原価（円/㎥）	113.93	117.02	118.11	118.92	117.93	117.99	116.08	118.79	124.08	124.98	126.94

図 d　料金回収率の向上に向けた業績目標

ア．実施予定時期

・令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度（10 年間）

イ．料金回収率向上に向けた具体的な取組み

・4 年に 1 度見直すサイクルを確立し、毎年、目標数値と予算、決算数値との比較を行い、料金回収率の向上に取組みます。

ウ．将来の経営改善に向けた協議継続案件

・効率的な組織体制の構築

・漏水調査を実施し有収率の向上をはかる

・未納者に対する徴収業務（転居者の追跡調査等）を強化し、未収金の減少・収納率の向上

4 経営戦略

別添1－2

鶴居村簡易水道事業経営戦略

団　体　名　：鶴居村

事　業　名　：簡易水道事業

策　定　日　：令和　8　年　3　月

計　画　期　間　：令和　8　年度　～　令和　11　年度

1. 事業概要

（1）事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 29 年 11 月 1 日	計画給水人口	2,096	人
法適（全部・財務）・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	2,114	人
		有収水量密度	0.05	千㎥／ha

② 施 設

水源	☑ 表流水， □ ダム， □ 伏流水， ☑ 地下水， □ 受水， ☑ その他 （複数選択可）				
施設数	浄水場設置数	3	管路延長	103.3	千m
	配水池設置数	8			
施設能力	2,428	㎥／日	施設利用率	92.3	%

③ 料 金

料金体系の概要・考え方	用途ごとに区分し家庭用は定額基本料金（1戸あたり）、業務用及び農業用は基本料金とメーター検針により超過料金を算出しています。
料金改定年月日（消費税のみの改定は含まない）	平成 18 年 7 月 1 日

＜料金表＞

（1） 定額給水使用料

用途及び種類	使用料金			摘要
	算定基礎	共用料金　円	専用料金　円	
家事用	1世帯　単身者	629円	1,257円	
	1世帯　単身者以外	943円	1,886円	
業務用1級	1世帯　単身者以外		7,291円	
業務用2級	1世帯　単身者以外		4,526円	
業務用3級	1世帯　単身者以外		2,766円	
臨時用	1か所につき		11,314円	
放牧用	1か所1か月		943円	5月から10月まで

（2） 計量使用料

用途及び種類	基本水量	基本料金　円	超過料金　円	
家事用	1戸10立方メートルまで	1,886円	1戸10立方メートルを超え1立方メートル増すごとに	84円
業務用	1戸20立方メートルまで	2,766円	1戸20立方メートルを超え1立方メートル増すごとに	157円
臨時用	1戸10立方メートルまで	2,357円	1戸10立方メートルを超え1立方メートル増すごとに	314円
農業用	1戸50立方メートルまで	1,886円	1戸50立方メートルを超え1立方メートル増すごとに	52円

④ 組 織

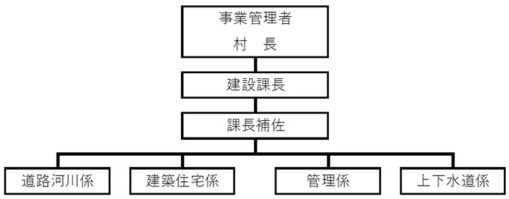

（2）これまでの主な経営健全化の取組

本村の簡易水道事業は、昭和28年に給水人口900人、一日最大135㎥/日で創設され、その後、給水人口、給水量の増加に伴い2度の拡張事業を行っています。 平成24年5月に村内にある2つの簡易水道（鶴居簡易水道、幌呂簡易水道）と隣接する営農用水（茂雪裡営農用水）を統合し、給水人口2,096人、一日最大給水量2,346㎥/日として事業認可を受け事業の効率化に努めています。
平成28年5月に下幌呂地区の宅地分譲地の造成により一日最大給水量を2,494㎥/日に変更し現在に至っています。
現在、広域連携の検討に向けた協議会である「地域別会議」に参加し、北海道及び関係市町村と協議を行ない持続的な経営のための努力を進めています。

*1 水道事業の広域化とは、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

（3）経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

令和6年度に策定・公表した「経営比較分析表」を添付（別紙 経営比較分析表）

2. 将来の事業環境

（1）給水人口の予測

人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値に基づき算出しています。
令和17年度（10年後）には、令和6年度の人口の90％まで減少する見込みです。
行政区域内の人口が減少することで、給水人口もそれに比例して減少すると予測されます。

実績（決算統計より）

	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	2,513	2,473	2,467	2,460	2,409

見込み・推計

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	2,390	2,371	2,352	2,333	2,314	2,295	2,274	2,253	2,232	2,211	2,189

（2）水需要の予測

人口減少に伴い有収水量も減少し、有収水量と給水人口の間には高い相関関係があります。
今後も給水人口の減少傾向は続くと想定され、水需要も減少していくことが予想されます。
10年後に当たる令和17年度には令和6年度の有収水量の87％程度まで減少する予測となっています。

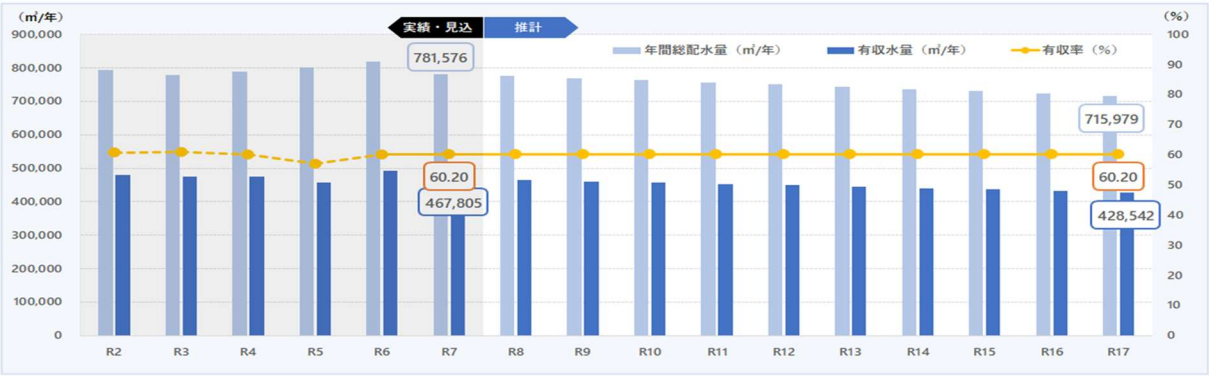

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
年間総配水量（㎥/年）	793,734	778,367	789,175	800,943	817,750	781,576	775,613	769,276	762,940	756,977	750,641	743,932	736,851	730,142	723,060	715,979
有収水量（㎥/年）	481,259	474,652	475,725	457,953	492,280	467,805	464,235	460,443	456,651	453,081	449,289	445,273	441,035	437,019	432,781	428,542
有収率（%）	60.63	60.98	60.28	57.18	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20

（3）料金収入の見通し

料金収入の見通しについては、人口減少による収入の減、物価上昇、更新費用の増大により支出の増になる見込みです。
今後10年で料金回収率を上昇させるためには、早急に料金改定を検討しなければならない状況です。
10年後に当たる令和17年度には令和6年度の料金収入の89％程度まで減少する予測となっています。

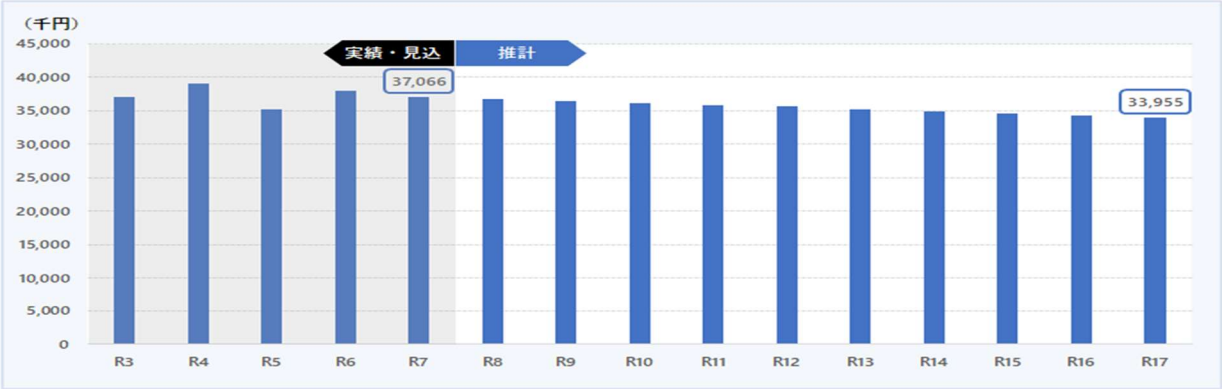

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水道料金（千円）	37,128	39,132	35,251	37,913	37,066	36,783	36,483	36,182	35,899	35,599	35,281	34,945	34,627	34,291	33,955

（4）組織の見通し

現在の担当者は1名で農業集落排水事業と兼務で業務を行なっており、現行の人員数を維持することを想定としており、今後の水道事業の安定持続、また、安心安全な水道水の供給を維持するため組織の強化が必要であることから、水道業務に精通した人材の育成と確保に取り組んでいきます。

3. 経営の基本方針

安全で良質な水道水の安定供給に向け4点を基本方針とします。

①水源の安全及び衛生面を確保するため、定期的な調査や検査を行い、安全対策を徹底します。

②災害に強い水道を目指し、老朽化した水道施設・管路を計画的に更新、耐震化に努めます。

③継続的な水の供給のため、コスト縮減に向けた施策（有収率向上、施設の合理化等）を推進し、経営の効率化を図ります。

④事務事業の効率化、経費節減など健全運営に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）： 別 紙 の と お り

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	計画的な老朽化対策の実施により、資産管理の最適化を図り、コスト削減を実現する。

今後の投資予定額　　千円（税込）

資産種類	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
土木・建築						33,027				27,396
電気									17,463	
機械								6,746		
電気計装							30,645	3,594	10,521	
管路						7,000	2,000	2,000		
合計						**40,027**	**32,645**	**12,340**	**27,984**	**27,396**
過疎債						20,000	16,300	6,100	13,900	13,600
簡水債						20,000	16,300	6,100	13,900	13,600
自己資金						27	45	140	184	196

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	料金収入が減少していくなかで、経費の削減、施設の運用の効率化を進め、健全な経営に努める。 計画期間　令和17年度末における目標 **・料金回収率　70％以上** ・経常収支比率　100％以上 ・累積欠損金比率　0％

＜財源の目標に関する事項＞
財源試算においては、過去の分析値を用いて複数の人口推移パターンで試算を行いました。いずれのパターンも使用料収入の減少を補填するためには、他会計補助金の増しか選択せざるを得ないことから使用料水準を改定し自主財源を確保していく方針です。今後4年間の原価計算表の料金回収率は48％と低い水準になっている為、早急に料金改定を検討する必要があります。

＜繰入金に関する事項＞
収支均衡を保つために不足している分は繰入金で充てる予定としています。
＜企業債に関する事項＞
建設改良費は全額を起債（簡易水道事業債と過疎対策事業債）で充てる予定としています。

＜国庫補助金に関する事項＞
国庫補助対象事業の交付条件から算定した数値を使用。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項
令和7年度の予算をもとに算出しています。人件費については、人事院勧告の過去の5年の平均に基づき0.3％ずつ上昇する見込みで算出しています。
・動力費に関する事項
推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0％ずつ上昇する見込みで算出しています。
・薬品費に関する事項
推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0％ずつ上昇する見込みで算出しています。
・維持費に関する事項
推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0％ずつ上昇する見込みで算出しています。経費削減策の検討は継続していきます。
・委託費に関する事項
推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0％ずつ上昇する見込みで算出しています。経費削減策の検討は継続していきます。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	北海道が設置する「地域別会議」に参加し広域化の検討を進めて行きます。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	事業規模が小さいため、現時点での導入予定は無いですが今後の検討課題とします。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	アセットマネジメントにより、将来予測を検討します。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	今後の人口減少によっては給水区域の縮小を検討します。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	人口減少等を考慮し管路や施設の更新時に合理化を検討します。検討を行う。
その他の取組	該当なし

② 財源についての検討状況等

料金	平成18年に料金改定以降、使用料は据え置いています。長期財政シミュレーションの結果、今後の人口減少や物価上昇を見込んだ場合、今後10年で現行使用料料金から**1.6倍**の改定が収支均衡には必要となりますが、料金回収率**70%**の目標を達成するため、令和12年、令和17年に改定を行う方向で検討します。その後、5年に1回の見直しを含め、検討を行う予定です。
企業債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないように計画的な起債を実施していきます。
繰入金	収益的収入の繰入金については料金改定を計画し減らす方向で取り組んでいきます。資本的収入の繰入金はありません。
資産の有効活用等（*2）による収入増加の取組	活用できる資産なし
その他の取組	老朽化の施設や管路の更新事業を行う場合は、有利な起債の借入など適切な財源確保について検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の進捗管理をPDCAサイクルの活用によって着実に行い、3～5年毎に収支計画を見直すことにより、本経営戦略の検証・改定を行う。

原価計算表

布設年月日	昭 和 29 年 11 月 1 日
給水人口	2,114人
計算期間	自 8 年 4 月 至 12 年 3 月 （4年間）

収　入　の　部

項目	金額 最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	料金対象収支（A）－（B）
料金（X）	千円 37,066	千円 36,337	千円	千円 36,337
給水装置工事費		0		0
その他	30			0
合計	37,096	36,337	0	36,337

支　出　の　部

項目			金額 最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	料金対象収支（A）－（B）
取水・貯水及び導水費	人件費	給料	千円	千円	千円	千円 0
		諸手当				0
		福利費				0
	電力費					0
	修繕費					0
	用水費					0
	減価償却費					0
	その他					0
小計			0	0	0	0
浄水及び送水費	人件費	給料				0
		諸手当				0
		福利費				0
	浄水用薬品費		2,573	2,702		2,702
	電力費		5,250	5,513		5,513
	修繕費		909	954		954
	減価償却費					0
	その他		6,989	7,338		7,338
小計			15,721	16,507	0	16,507
配水費	人件費	給料				0
		諸手当				0
		福利費				0
	電力費		420	441		441
	修繕費		3,414	3,585		3,585
	減価償却費			0		0
	その他		5,747	6,034		6,034
小計			9,581	10,060	0	10,060
給水装置工事費	人件費	給料		0		0
		諸手当		0		0
		福利費		0		0
	材料費			0		0
	その他			0		0
小計			0	0	0	0

一般管理費	人件費	給料	2,334	2,350		2,350
		諸手当	1,484	1,494		1,494
		福利費	721	726		726
	備品費			0		0
	消耗品費		59			0
	通信運搬費					0
	光熱費					0
	修繕費					0
	公課					0
	支払利息			1,022	631	391
	減価償却費		61,978	56,250	38,479	17,771
	その他		3,927	4,123		4,123
小計			70,503	65,966	39,110	26,856
合計 (Y)			95,805	92,533	39,110	53,423

資産維持費（Z）	21,233
料金対象経費（Y）＋（Z）	74,656

(X)／((Y)＋(Z))＊100＝ 48.67

＜料金水準についての説明＞

令和8年度から令和11年度までの料金算定期間において、料金回収率は**48%**となっています。
今後は、人口減少の加速により有収水量も減少していく見通しです。一方で、人件費や維持管理費用などの物価上昇の影響から、料金回収率は、今後悪化の見通しを想定しています。
今後の水道料金対象経費の再検討及び料金体系の構築をし、料金改定につなげていきます。

1 投資・財政計画計上額（A）欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
2 起債償還額が減価償却額を超えるときは，当分の間，その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費（Z）欄は、「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

各論

第 1 章　各種統計

1 簡易水道事業の現状と課題

1.1 簡易水道事業の概要

鶴居村の簡易水道は、昭和 28 年度に鶴居地区で、昭和 30 年度には幌呂地区で供用を開始しました。その後、幾度かの拡張を経て、平成 24 年度には効率的な運用を図るため、鶴居簡易水道、幌呂簡易水道、茂雪裡営農用水道を統合しました。さらに、平成 28 年度には幌呂地区の新規宅地開発に対応するための拡張を行い現在に至っています。

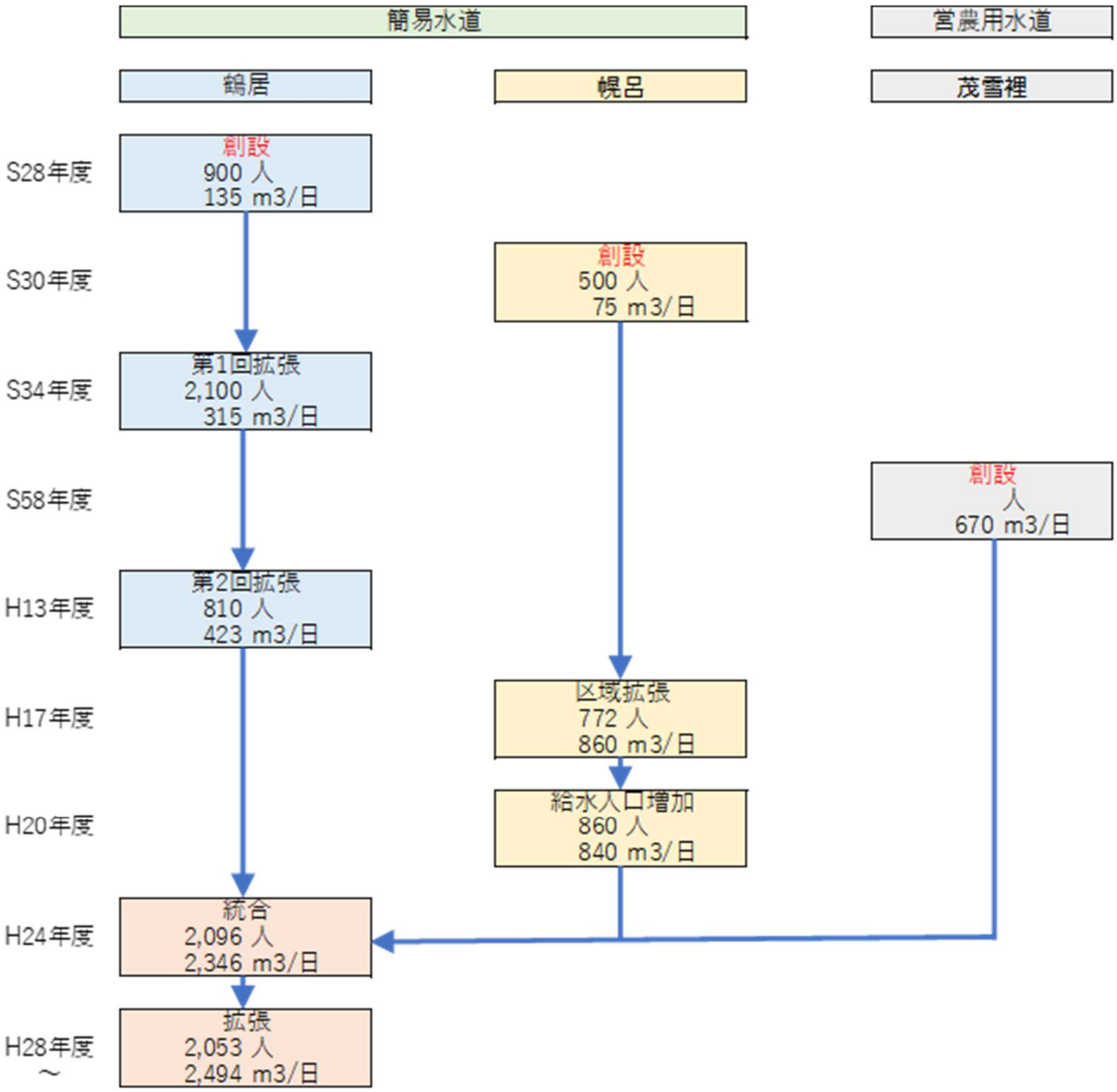

浄水施設	通水年度	水源名	水源の種類	浄水処理方法
鶴居浄水場	平成11年度	鶴居取水井	地下水	塩素滅菌
上幌呂浄水場	昭和43年度	茂幌呂川	表流水	膜ろ過
茂雪裡浄水場	昭和61年度	茂雪裡取水井	湧水	緩速ろ過

図 1.1.1　鶴居村簡易水道事業の沿革

鶴居村簡易水道一般平面図は以下のとおりです。

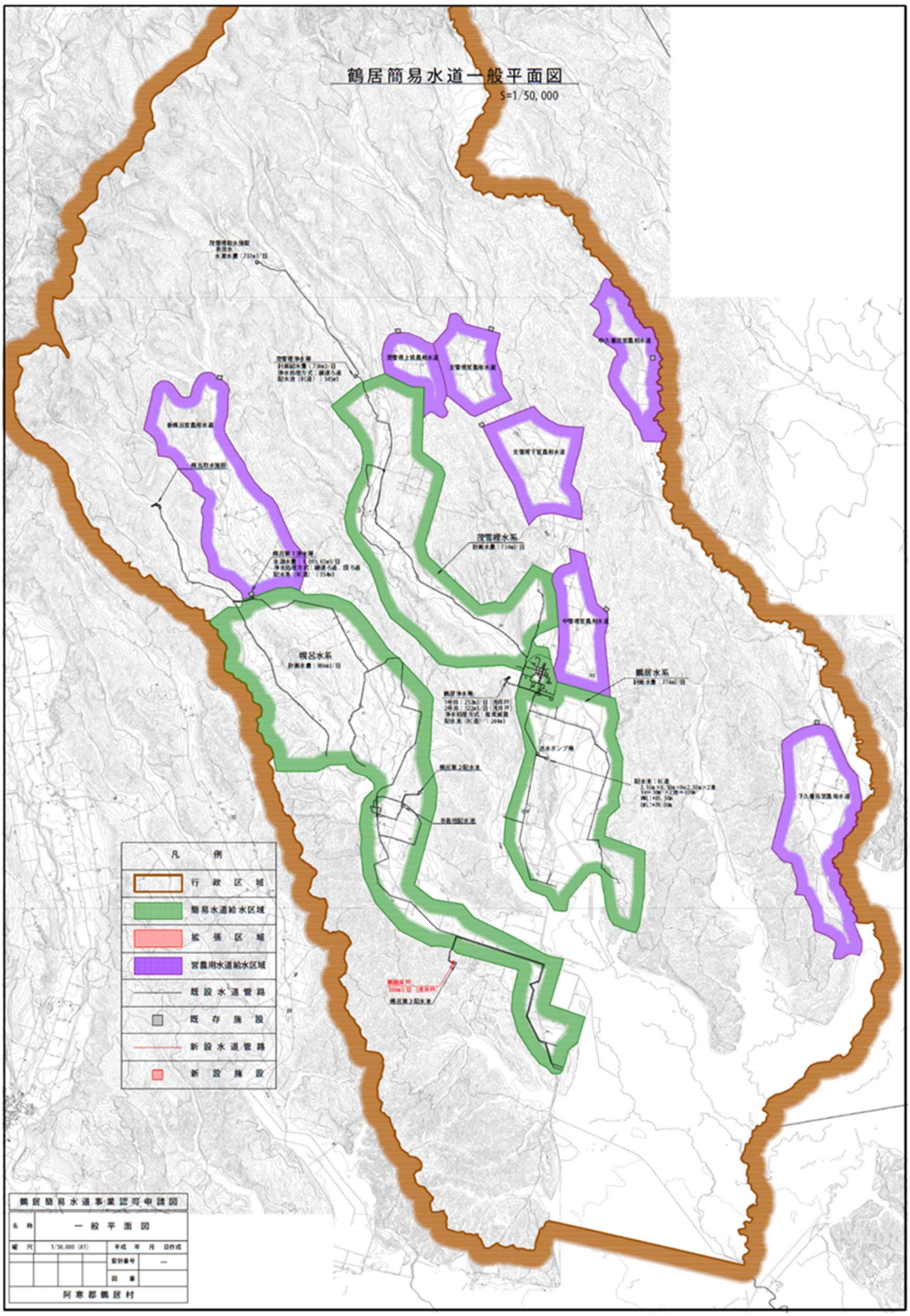

図 1.1.2　鶴居村簡易水道一般平面図

水道事業の概要は以下の表のとおりです。

項目	数値	項目	数値
行政区域内総人口	2,409 人	給水区域面積	90.53 ㎢
計画給水人口	2,053 人	給水開始年月日	昭和29年11月1日
現在給水人口	2,114 人	統合認可年月日	平成28年5月17日
水道普及率	87.75% %	職員数	3 名
計画1日最大取水量	2,647 ㎥	年間取水量	934,111 ㎥
計画1日最大給水量	2,494 ㎥	浄水能力	公称能力 2,494 ㎥/日
水道料金	料金体系 用途/口径別 基本水量 10 ㎥ 基本料金 1,886 円 超過料金 84 円/㎥ メーター使用料 0 円 10㎥使用料 1,886 円 20㎥使用料 1,886 円	年間浄水量 817,746 ㎥	計画1日最大給水量内訳 地下水 233,325 ㎥ 表流水 700,786 ㎥
給水原価・供給単価	給水原価 91 円/㎥ 供給単価 77 円/㎥	年間給水量 817,746 千㎥	内訳 有収水量 492,276 ㎥ 生活用 160,627 ㎥ その他 331,649 ㎥ 無収水量 41,430 ㎥ 無効水量 284,040 ㎥
給水件数	991 件	1日最大給水量 2,359 ㎥	
配水池 配水方式	自然流下式 池数 8 池 容量 1,455 ㎥		
管路総延長 104,331 m 導水管 10,038 m 送水管 2,407 m 配水管 91,886 m	①ダクタイル鋳鉄管 752 m ②鋼管 m ③硬質塩化ビニル管 102,048 m ④ポリエチレン管 1,531 m ⑤その他 m	内訳 (導水管 398 m、配水管 354 m) (導水管 9,640m、送水管 2,407m、配水管 90,001 m) (配水管 1,531m)	
水質検査 水質基準不適合回数 0 回 全検査回数 12 回	毎日項目 自己検査 毎月項目 指定検査機関 全項目 指定検査機関	鉛製給水管使用件数 法定耐用年数超過延長 耐震管 耐震管延長 1,531 m 耐震適合管延長 1,531 m	把握していない 件 把握していない m 一部把握している 導水管 0 m 送水管 0 m 配水管 1,531 m
全施設の電力使用量	236,960 kwh	給水停止件数	0 件
消火栓設置状況	11 基		

出所：令和６年度水道統計（消火栓設置状況は令和6年度地方公営企業決算状況調査から）

（２）区域内人口、配水量及び有収水量の推移

① 水道整備人口及び普及状況

本村では、行政区域全体において口減少が進行しており、それに伴い給水人口も緩やかに減少傾向にあります。水道普及率は 87%に達しており、区域の拡張や未普及地域解消も完了していることから、今後新たに施設を建設する見込みはありません。

	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	2,513	2,473	2,467	2,460	2,409
現在給水人口	2,153	2,116	2,133	2,147	2,114
普及率	85.67	85.56	86.46	87.28	87.75

図 1-1　給水人口及び普及状況の推移

② 有収水量及び有収率

簡易水道事業全体においては、人口減少の進行に伴い、年間有収水量及び有収率は概ね減少傾向にあります。実績値として、有収率は令和 2 年度の 60.63%から令和 6 年度には 60.24%へとわずかに低下しました。有収水量は令和 2 年度の 481.25 千㎥から令和 6 年度には 492.28 千㎥となっており、若干の増加が見られます。

	R2	R3	R4	R5	R6
年間総配水量	793.73	778.37	789.17	800.94	817.15
年間総有収水量	481.25	474.65	475.72	457.95	492.28
有収率	60.63	60.98	60.28	57.18	60.24

図 1-2　有収水量及び有収率の推移

（３）水道料金体系及び道内比較

① 水道料金体系

本水道事業運営の基本となる財源は水道料金であり、不足分については一般会計からの補填によって賄われています。

鶴居村の料金体系は用途ごとに区分し、家庭用は定額基本料金（１戸あたり）、業務用及び農業用は基本料金とメーター検針により超過料金を算出しています。

現行の水道料金は、次の表のとおりです。

（１） 定額給水使用料

用途及び種類	使用料金			摘要
	算定基礎	共用料金　円	専用料金　円	
家事用	１世帯　単身者	629円	1,257円	
	１世帯　単身者以外	943円	1,886円	
業務用１級	１世帯　単身者以外		7,291円	
業務用２級	１世帯　単身者以外		4,526円	
業務用３級	１世帯　単身者以外		2,766円	
臨時用	１か所につき		11,314円	
放牧用	１か所１か月		943円	５月から10月まで

（２） 計量使用料

用途及び種類	基本水量	基本料金　円	超過料金　円	
家事用	１戸10立方メートルまで	1,886円	１戸10立方メートルを超え１立方メートル増すごとに	84円
業務用	１戸20立方メートルまで	2,766円	１戸20立方メートルを超え１立方メートル増すごとに	157円
臨時用	１戸10立方メートルまで	2,357円	１戸10立方メートルを超え１立方メートル増すごとに	314円
農業用	１戸50立方メートルまで	1,886円	１戸50立方メートルを超え１立方メートル増すごとに	52円

用途別区分については村長が定める。

② 北海道内の水道料金の比較

本村と他自治体における事業区分別・類似団体区分別の簡易水道料金の比較は、次の図のとおりです。

ここで示す類似団体区分とは、水道事業の法適用状況（法適用、法非適用）と現在給水人口規模に基づき分類されるものです。鶴居村は令和 5 年度時点では「法非適用」かつ「給水人口 2,001 人以上 5,000 人以下」に該当し、区分は「D3」となります。令和 6 年度からは法適用事業となるため、類似団体区分は「C3」に変更されます。

本村の簡易水道料金は、比較対象となる団体の平均値を大きく下回っており、相対的に低い水準に位置しています。

※水道料金については、20 ㎥と仮定しており、消費税を含んだ金額となっております。
※総務省のホームページ　令和 5 年度水道事業経営比較分析表より抽出
※令和 6 年 3 月末日時点での比較を行っております。

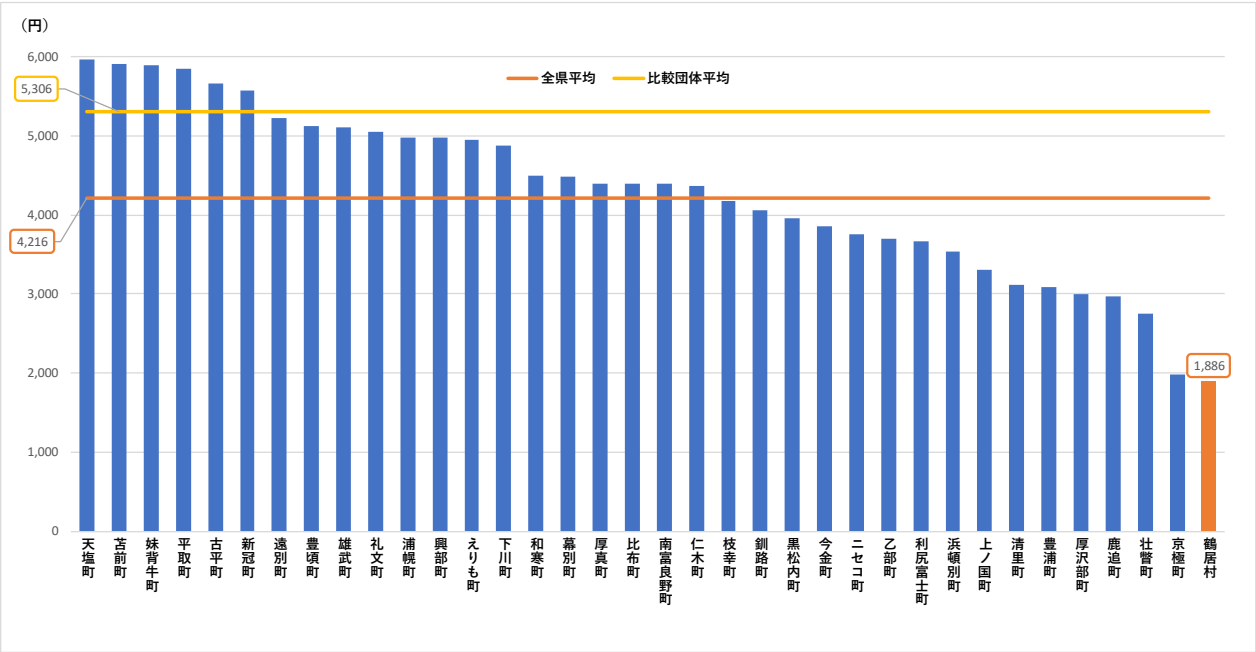

天塩町	苫前町	妹背牛町	古平町	平取町	新冠町	遠別町	豊頃町	雄武町	礼文町	浦幌町	興部町	えりも町	下川町	和寒町
5,959	5,900	5,888	5,660	5,850	5,570	5,220	5,124	5,100	5,050	4,980	4,970	4,950	4,873	4,496

幕別町	厚真町	比布町	南富良野町	仁木町	枝幸町	釧路町	黒松内町	今金町	ニセコ町	乙部町	利尻富士町	浜頓別町	上ノ国町	清里町
4,479	4,400	4,400	4,399	4,360	4,180	4,052	3,950	3,860	3,750	3,690	3,660	3,530	3,300	3,110

豊浦町	厚沢部町	鹿追町	壮瞥町	京極町	鶴居村
3,080	3,000	2,962	2,750	1,980	1,886

*

図 1-3　北海道内の各自治体の水道料金

（4）水道料金収入の推移

料金収入は、令和 2 年度の 3,712 万円から令和 7 年度には 3,706 万円へと緩やかな減少傾向を示しています。また本村の平均世帯（2 人）における 1 か月当たりの料金収入も、徐々に減少しています。

なお、令和 5 年度は、地方公営企業法適用の移行年度にあたるため、打ち切り決算となり、水道料金収入額が一時的に減少しました。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
水道料金収入額	37,128	38,686	39,132	35,251	37,913	37,066
1 世帯(大人 2 名)の1ヶ月料金	2,874	3,047	3,058	2,736	2,989	2,946

図 1-4　水道料金収入の推移

1.3 将来の事業環境

（1）将来予測の方法

① コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホート（同じ年又は期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（死亡と出生）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があった場合は、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合は、この方法を用いることが推奨されています。

② コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計する将来が、比較的近い将来の人口で、変化率の算出基礎が近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来においても特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

今回計画の経営戦略においては適さないため、除外しています。

③ 日本の地域別将来推計人口(採用)

国立社会保障・人口問題研究所において、将来の人口を都道府県別、市区町村別に求めることを目的としたものです。今回の計画で採用している方法です、

各論の根拠資料については、令和 2 年（2020）年の国勢調査をもとに、将来人口推計を男女年齢（5 歳）階級別に行ったものです。

（https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp）

④ 鶴居村人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）

国立社会保障・人口問題研究所の推計値及び国の長期ビジョンを基準として、本村独自の現行ビジョン及び総合戦略の進捗・達成状況とともに、国や県の動向も勘案した設定を合わせ、将来の人口推計を算出したものです。

（2）行政区域内人口の見通し

本経営戦略の基本となる将来における人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに算出した数値を使用しています。この推計値によれば令和 17 年（2035 年）の人口は 2,189 人となり令和 6 年（2024 年）の 2,409 人と比較して約 90％まで減少すると見込まれています。

一方、鶴居村人口ビジョンによる推計では、令和 17 年（2035 年）の本村人口を「2,383 人」とされており、国立社会保障・人口問題研究所の推計と同様に人口減少の継続が示されています。

実績(決算統計より)

	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	2,513	2,473	2,467	2,460	2,409

見込み・推計

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	2,390	2,371	2,352	2,333	2,314	2,295	2,274	2,253	2,232	2,211	2,189

図 1-5　行政区域内人口の見通し

（3）水道人口の見通し

本村の給水人口の見通しは、次の図 1-6 のとおりです。

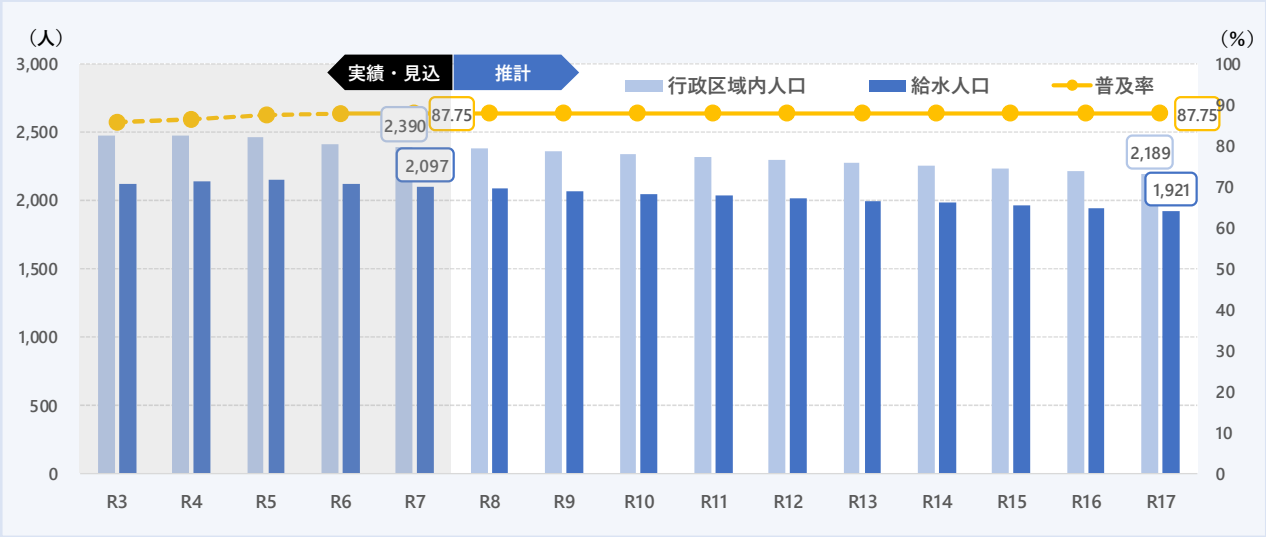

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	2,473	2,467	2,460	2,409	2,390	2,371	2,352	2,333	2,314	2,295	2,274	2,253	2,232	2,211	2,189
給水人口	2,116	2,133	2,147	2,114	2,097	2,081	2,064	2,047	2,031	2,014	1,996	1,977	1,959	1,940	1,921
普及率	85.56	86.46	87.28	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75	87.75

図 1-6　給水人口の見通し

（4）年間総配水量及び有収水量の見通し

本村の配水量及び有収水量の見通しは、次の図 1-7 のとおりです。

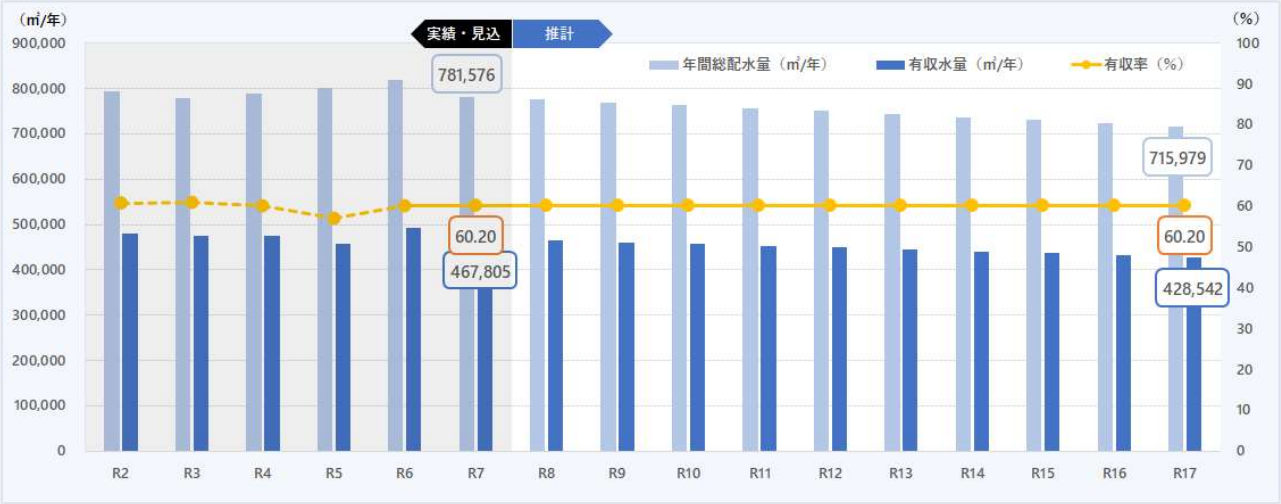

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
年間総配水量（㎥/年）	793,734	778,367	789,175	800,943	817,750	781,576	775,613	769,276	762,940	756,977	750,641	743,932	736,851	730,142	723,060	715,979
有収水量（㎥/年）	481,259	474,652	475,725	457,953	492,280	467,805	464,235	460,443	456,651	453,081	449,289	445,273	441,035	437,019	432,781	428,542
有収率（%）	60.63	60.98	60.28	57.18	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20	60.20

図 1-7　処理水量及び有収水量の見通し

（5）料金収入の見通し

本村の料金収入の見通しは、次の図 1-8 のとおりです。

※本経営戦略収支計画の数値を反映しています。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水道料金（千円）	37,128	39,132	35,251	37,913	37,066	36,783	36,483	36,182	35,899	35,599	35,281	34,945	34,627	34,291	33,955

図 1-8　料金収入の見通し

1.4 簡易水道事業の経営課題

財政上の課題

1. 今後、更新費用や維持管理費の増加及び人口減少による料金収入の減少が進み、村からの繰入金の割合が増加します。
2. **供用開始(昭和 29 年)70 年**を経過した現在も、料金回収率は **69.5%**にとどまっており、資本費に充当する財源がありません。(料金回収率が 100%を下回っている場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します)。

災害危機管理対策

想定される巨大地震、浸水、渇水などの自然災害、特に地震による甚大な被害による復旧が長期化していることから上下水道の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための耐震化計画の策定が求められていることや新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合においても事業が継続して行えるように、これらに対応するための施設の整備や業務継続体制の強化がこれまで以上に求められています。

管・施設の効率的な運用

今後、法定耐用年数を超える水道施設が多数発生する見込みであり、施設の更新には多額の費用が必要となります。

水道施設の更新にあたっては、アセットマネジメント計画に基づき、管路や施設を効率的に更新・運用することで、お客様が安心して水道を利用し続けられる環境を確保します。

なお、今後 10 年間に必要とされる更新費用は、**約 1.4 億円**と推計されています。

技術の承継及び人材の育成

今後は、技術系職員の高齢化が見込まれており、これまで培ってきた現場対応力や危機管理などの技術力の継承が課題となっています。また、職員数の減少によるサービスの低下を招かないように、機能的な組織づくりに努め、災害危機管理対策の面からも、包括的業務委託など民間活用に過剰に依存することなく、本来、行政職員がするべき根幹業務について、検討しながら、水道事業に携わる人材を育成していく必要があります。

2 水道料金の適正水準

2.1 料金対象経費の予測と料金適正水準の検討

本村の水道料金で回収すべき経費に対して、実際に料金収入でどの程度賄えているかを示す「料金回収率」は、令和 7 年度決算見込みで **69.5%**となっています。本来は 100%が望ましく、現状では十分な水準とは言えません。

今後は、人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要（建設改良費）の増加が見込まれることから、経営環境は一層厳しさを増すと考えられます。

こうした状況の中で、サービスを持続的かつ安定的に提供し続けるためには、村民全体の公平な受益の観点を踏まえ、基準外繰入金に依存した経営からの脱却を図る必要があります。地方公営企業の原則である「独立採算」の早期達成を目指し、適正な料金収入による自立的な経営体制の確立が求められます。

そのため、水道料金としてどの程度の水準が適正であるかについて、今後慎重に検討を進めていきます。

2.2 料金水準の見直しとその影響について

料金水準については、本来であれば料金回収率として **100%**が望ましい姿ですが、ここでは給水原価となる各数値を適切に捉えるとともに、村民生活への影響を最大限に考慮し、今後の事業経営に必要となる料金水準を検討します。

3 投資・財政計画

3.1 投資計画の検討

本村での社会人口問題研究所発表の人口推移をもとに区域内人口から有収率等により想定される料金収入の見通し、アセットマネジメント計画に基づく更新等を考慮しながら投資額の平準化を図り、収支均衡がなされるよう検討します。

さらに、建設改良等での住民インフラ整備が重要であることから、その財源を確保するためにどの時期にどういった施策が必要になるか検討します。

3.2 今後の財政運営上の基本方針

本村において、想定される巨大地震、浸水、渇水、寒波、大雪などの自然災害、特に地震による甚大な被害による復旧が長期化していることから上下水道の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための耐震化計画の策定が求められていることや新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合においても事業が継続して行えるように、緊急対応するために必要となる資金の確保も含めた財政運営を基本方針とします。

3.3 将来シミュレーションの実施及び前提条件

収益的収支の前提条件

<table>
<tr><th colspan="2">収支項目</th><th colspan="2">前提条件</th></tr>
<tr><td rowspan="9">収益</td><td rowspan="5">料金収入</td><td colspan="2">R7 水道料金を基に人口減少率を乗じて推計</td></tr>
<tr><td>料金単価</td><td>令和 7 年度決算見込みを基に推移</td></tr>
<tr><td>有収水量</td><td>給水人口に給水人口あたりの有収水量(㎥/人)を乗じて算定</td></tr>
<tr><td>処理水量</td><td>上記で算定した有収水量を（5 年平均有収率／100）で逆算し算定</td></tr>
<tr><td>給水人口</td><td>行政区域内人口に普及率（令和 6 年度決算値を固定推移）を乗じて算定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般会計繰入金</td><td>基準内繰入金</td><td>繰出基準に基づき推計（将来の投資に係るものも推計）</td></tr>
<tr><td>基準外繰入金</td><td>当期純利益が不足しないよう繰入額を調整して推計</td></tr>
<tr><td>長期前受金戻入</td><td colspan="2">固定資産の取得に充てた財源である国庫補助金等を計上した長期前受金から、固定資産の減価償却費等見合い分を順次収益化するものとして推計</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">該当なし</td></tr>
<tr><td rowspan="5">費用</td><td>職員給与費</td><td colspan="2">令和 7 年度決算見込みを基に、毎年 0.3%の賃金上昇を見込む額を推計</td></tr>
<tr><td>維持管理費
（職員給与費を除く。）</td><td colspan="2">令和 7 年度決算見込みを基に、毎年 2.0%の物価上昇率を見込む額を推計</td></tr>
<tr><td>減価償却費</td><td colspan="2">法定耐用年数に基づき個別に推計</td></tr>
<tr><td>企業債利息</td><td colspan="2">企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還利子を個別に算定</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">令和 7 年度以降も計上が見込まれる額を推計</td></tr>
</table>

資本的収支の前提条件

収支項目		前提条件
収入	企業債	将来計画している建設改良費の財源に充てる企業債について推計
	他会計補助金	繰出基準に基づき基準内繰入のみ推計
	他会計負担金	該当なし
	出資金	該当なし
	国（道）補助金	該当なし
	その他	該当なし
支出	建設改良費	建設改良費については、簡易水道長寿命化計画（R4 策定）から推計
	企業債償還金	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還元金を個別に算定

3.4 財政計画の策定

（1）当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高

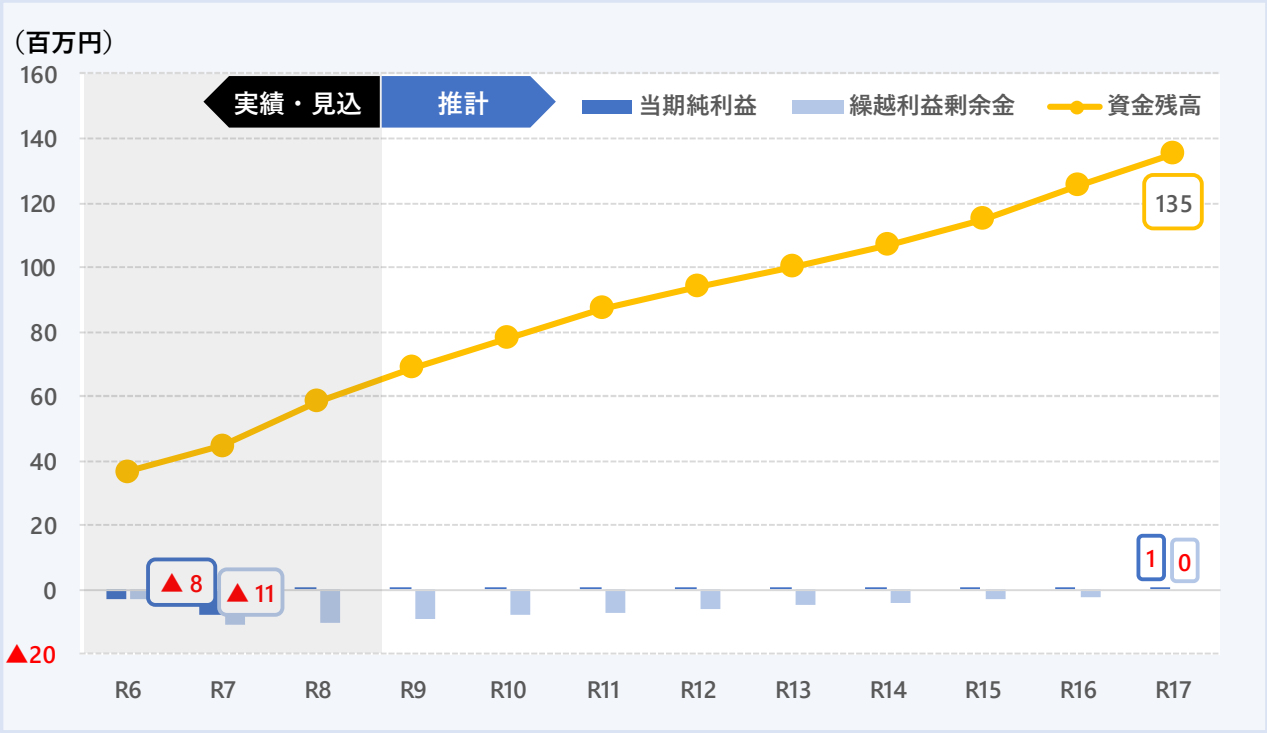

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
当期純利益	▲3	▲8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰越利益剰余金	▲3	▲11	▲10	▲9	▲8	▲7	▲6	▲5	▲4	▲3	▲2	0
資金残高	37	45	58	69	78	87	94	100	107	115	125	135

図 1-9　当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高の見通し

令和 8 年度以降は、繰越欠損金の縮減を目的として、毎年度 100 万円の利益を計上する方針です。不足分については他会計からの補助金により調整を行うことで、繰越利益剰余金は一定水準で推移する見込みです。

資金残高については、法的な規定はありませんが、将来の水道施設の整備・更新に備えるとともに、災害や予期せぬトラブルへの対応のため、緊急時に活用可能な現預金を確保しておくことが重要です。なお、今後 10 年間の水道料金収入を年間 3,300 万円と仮定した場合、現在の資金残高は約 4 年分に相当する水準を確保していることになります。

（２）料金収入及び料金回収率

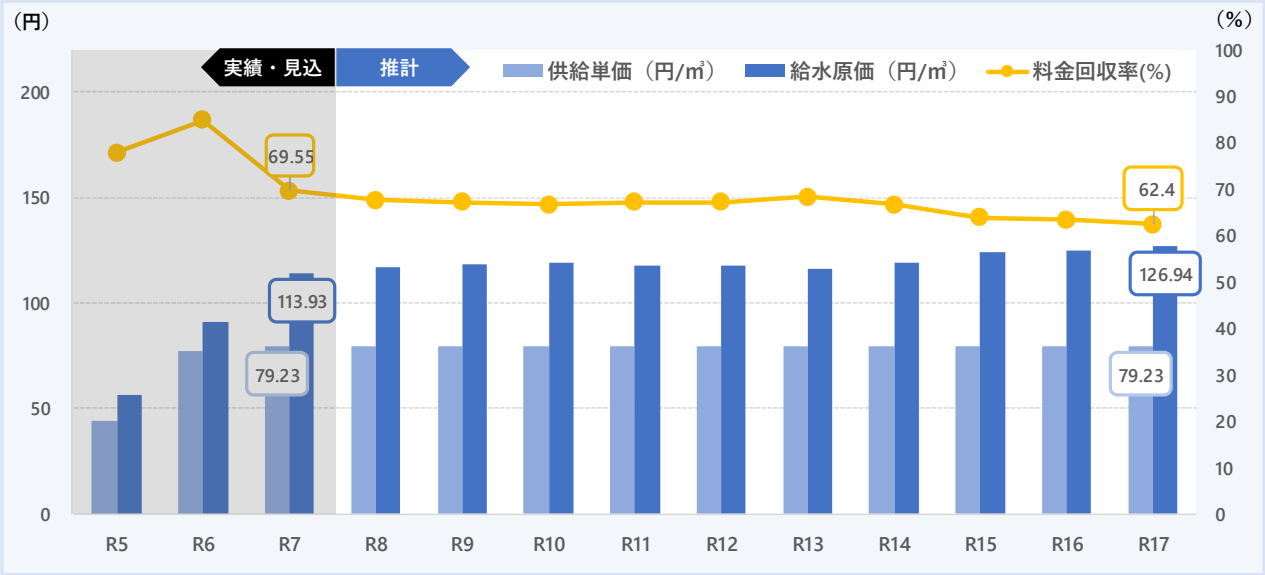

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
供給単価（円/㎥）	44.01	77.02	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23	79.23
給水原価（円/㎥）	56.53	90.79	113.93	117.02	118.11	118.92	117.93	117.99	116.08	118.79	124.08	124.98	126.94
料金回収率(%)	77.85	84.83	69.55	67.71	67.09	66.63	67.19	67.16	68.26	66.70	63.86	63.40	62.42

図 1-10　供給単価、給水原価及び料金回収率の見通し

令和８年度以降の料金回収率については、人口減少に伴う料金収入の減少により、有収水量に対する給水原価が上昇し、料金回収率は低下する見込みです。人口は、令和 7 年度から令和 17 年度までの **10 年間で 10%減少が**見込まれており、一方で経費については物価上昇の影響を加味し、同期間で約 **20%の増加**が予測されています。

このような状況下で現行の供給単価を維持したまま運営を続けた場合、**料金回収率は 62.4%**まで低下する見込みです。

本来、地方公営企業適は独立採算制が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に依存しない経営が求められています。そのため、今後は繰入金の依存度を段階的に減少し、持続可能な経営体制への転換を図る必要があります。

（３）収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金

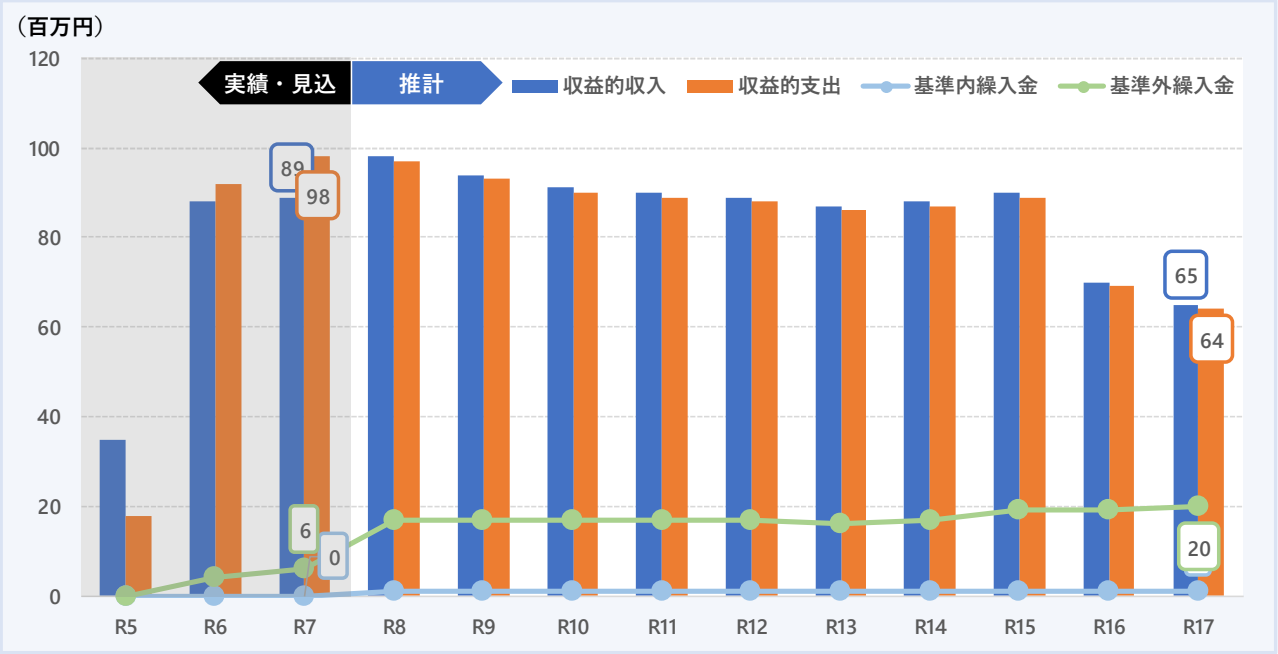

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収益的収入	35	88	89	98	94	91	90	89	87	88	90	70	65
収益的支出	18	92	98	97	93	90	89	88	86	87	89	69	64
基準内繰入金	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基準外繰入金	0	4	6	17	17	17	17	17	16	17	19	19	20

図 1-11　収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金の見通し

令和 8 年度以降は、人口減少など伴う有収水量の減少により、料金収入も減少していくことが見込まれます。

一方で、補塡財源の不足により、毎年度、一般会計から基準外繰入金によって事業を維持している状況であり、各年度の収益的収入は安定せず、一定とはならない見込みです。

本来、地方公営企業は独立採算制が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に依存しない経営が求められています。そのため、今後は繰入金の依存度を段階的に縮小し、持続可能な経営体制への転換を図る必要があります。

（４）資本的収支、基準内繰入金及び内部留保資金

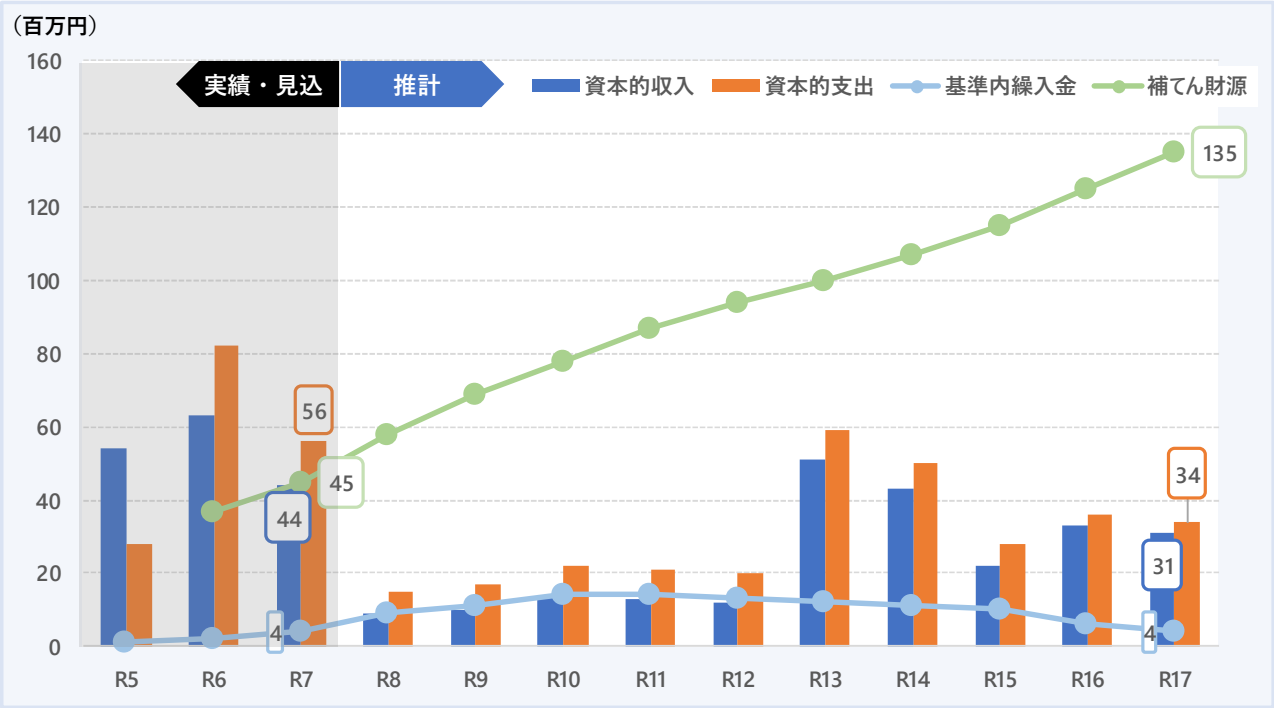

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本的収入	54	63	44	9	10	14	13	12	51	43	22	33	31
資本的支出	28	82	56	15	17	22	21	20	59	50	28	36	34
基準内繰入金	1	2	4	9	11	14	14	13	12	11	10	6	4
基準外繰入金	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん財源		37	45	58	69	78	87	94	100	107	115	125	135

図 1-12　資本的収支、基準内繰入金及び内部留保資金の見通し

資本的収入については、今後も建設改良事業を予定していることから、起債償還額の増加に伴い、起債発行による収入も増加していく見込みです。

一方で、資本的収支における財源不足を補うためには、当年度損益勘定留保資金（減価償却費から長期前受金戻入額を差し引いたもの）を活用し、内部留保資金が枯渇しないよう安定的な運営を行うことが求められています。

また、地方公営企業の原則である独立採算制の観点からも一般会計からの基準外繰入金に依存しない事業経営が求められており、本村では今後、基準外繰入金を計上しない方針としています。

このような状況を踏まえ、水道料金の改定を含む抜本的な経営改善が不可欠であると考えています。

3.5 指標分析

■ 経常収支比率（%）

算定方法

経常収支比率＝ 経常収益 / 経常費用 ×100	望ましい向き ↑ 経常収支比率 ＞ １００％

分析指標の意味（何が分かる？）

当該年度において、使用料収入などの経常収益で維持管理費や支払利息などの経常費用をどの程度賄えているかを表すものです。経常収支比率が高いほど経常利益が高いことを示しており、100%未満の場合は経常損失が生じていることを意味しています。

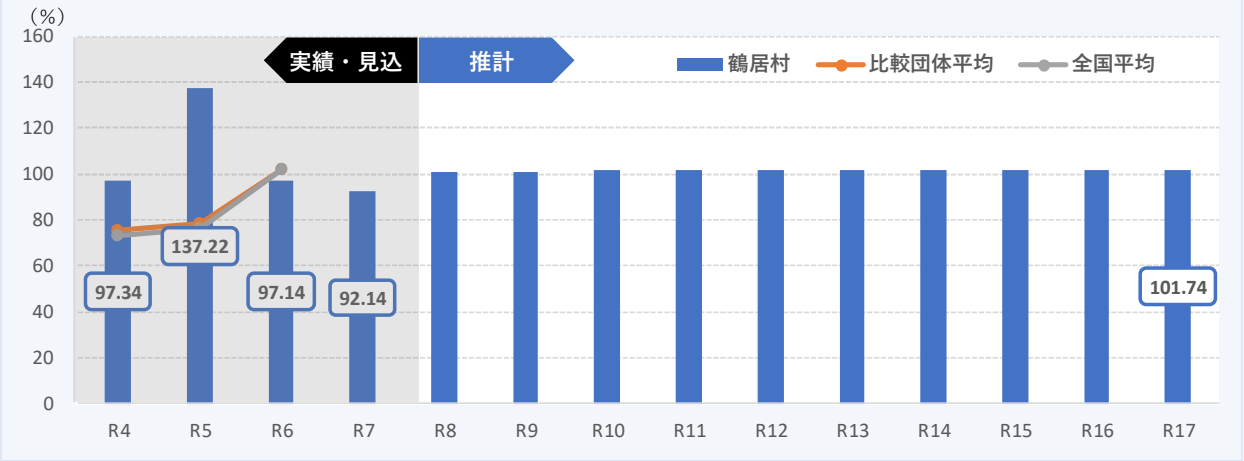

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
鶴居村	97.34	137.22	97.14	92.14	101.14	101.19	101.22	101.24	101.25	101.28	101.27	101.24	101.60	101.74
比較団体平均	75.44	78.14	101.77											
全国平均	73.00	76.13	102.02											

分析指標からわかること

収益収支不足分については、一般会計からの繰入金によって賄っており、今後も収支均衡を保ちながら運営していく見込みです。

■ 累積欠損金比率（%）

算定方法

$$累積欠損金比率 = \frac{当年度未処理欠損金}{営業収益-受託工事収益} \times 100$$

望ましい向き ↓

累積欠損金比率 ≒ 0 %

分析指標の意味（何が分かる？）

営業収支に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標で、0%であることが求められます。

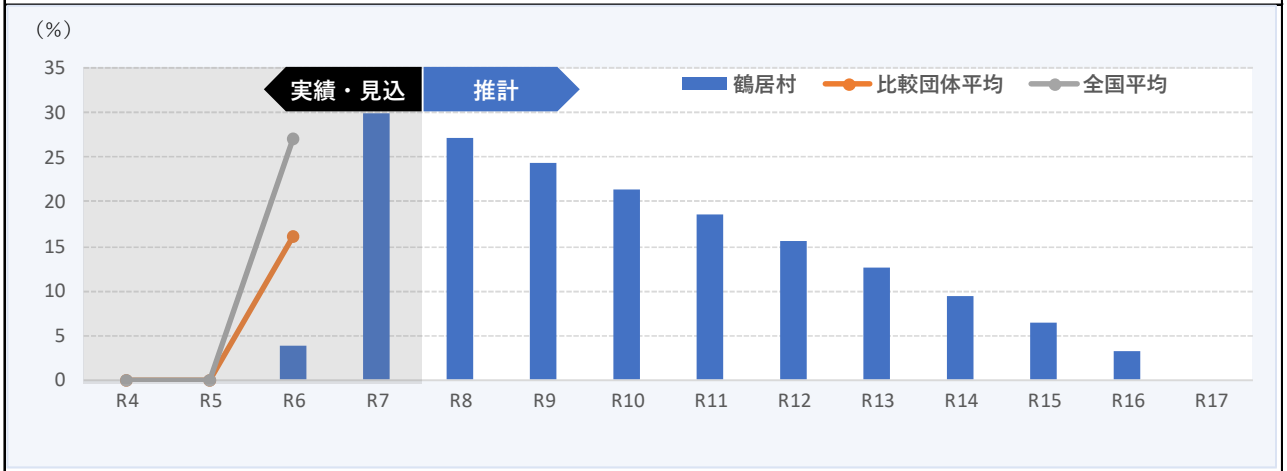

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
鶴居村	—	—	3.84	29.90	27.14	24.33	21.46	18.54	15.59	12.58	9.53	6.41	3.24	0.00
比較団体平均	—	—	16.12											
全国平均	—	—	26.96											

分析指標からわかること

当年度未処理欠損金については、収支改善に努め、今後10年間で段階的に解消していく予定です。

■ 流動比率（%）

算定方法

流動比率＝ $\frac{流動資産}{流動負債}$ ×100	望ましい向き ↑
	流動比率　＞　１００％

分析指標の意味（何が分かる？）

短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回る場合は支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

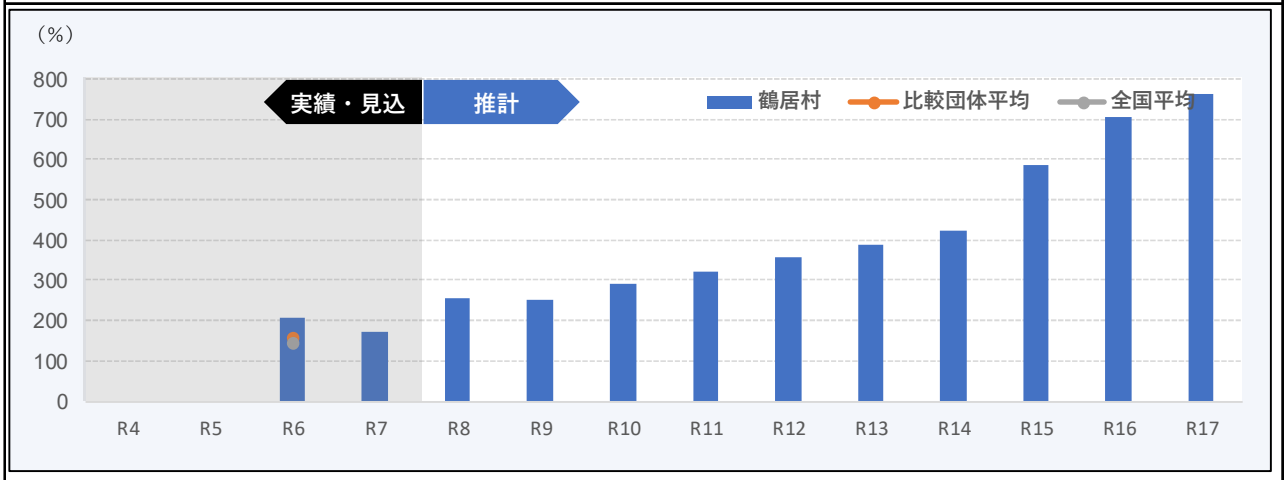

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
鶴居村			206.81	172.97	257.35	253.11	289.49	320.18	356.01	386.93	420.92	587.88	703.85	759.98
比較団体平均			157.71											
全国平均			142.39											

分析指標からわかること

短期的な債務に対する支払い能力は十分に有しています。

■ 料金回収率（%）

算定方法

$$料金回収率 = \frac{供給単価}{給水原価} \times 100$$

望ましい向き ↑

経費回収率　＞　１００％

分析指標の意味（何が分かる？）

水道料金で回収すべき経費をどの程度料金収入で賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合は、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。

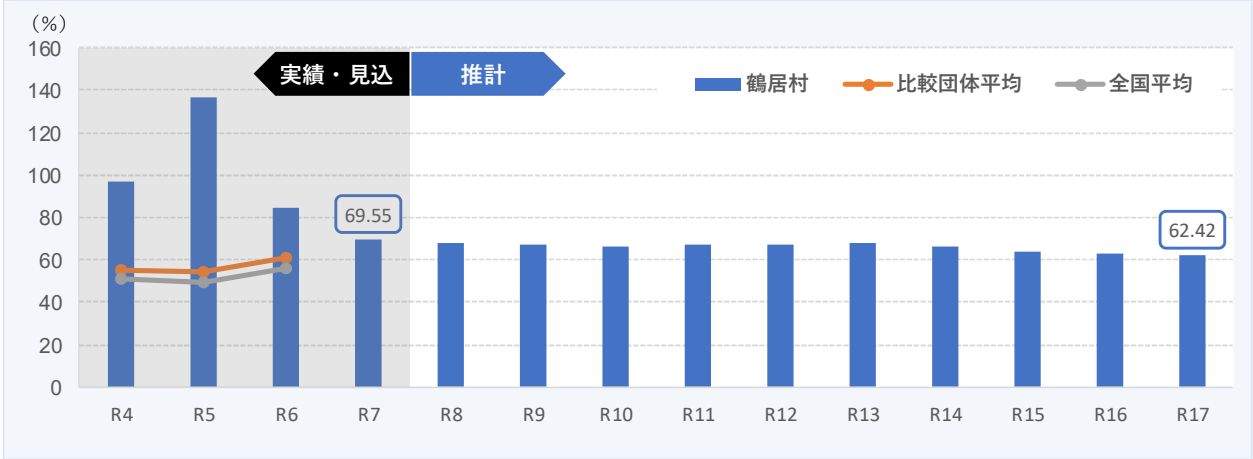

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
鶴居村	96.64	136.18	84.83	69.55	67.71	67.09	66.63	67.19	67.16	68.26	66.70	63.86	63.40	62.42
比較団体平均	55.15	53.95	61.25											
全国平均	50.61	49.51	56.19											

分析指標からわかること

100%以上が望ましいとされますが、現状の見通しでは令和17年度に62.42%まで低下します。

■ 給水原価（円/㎥）

算定方法

$$給水原価 = \frac{経常費用 - （受託工事費+材料及び不用品売却原価 +附帯事業費）- 長期前受金戻入}{年間総有収水量} \times 100$$

望ましい向き ↓

明確な基準はない

分析指標の意味（何が分かる？）

有収水量１㎥当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析が求められます。

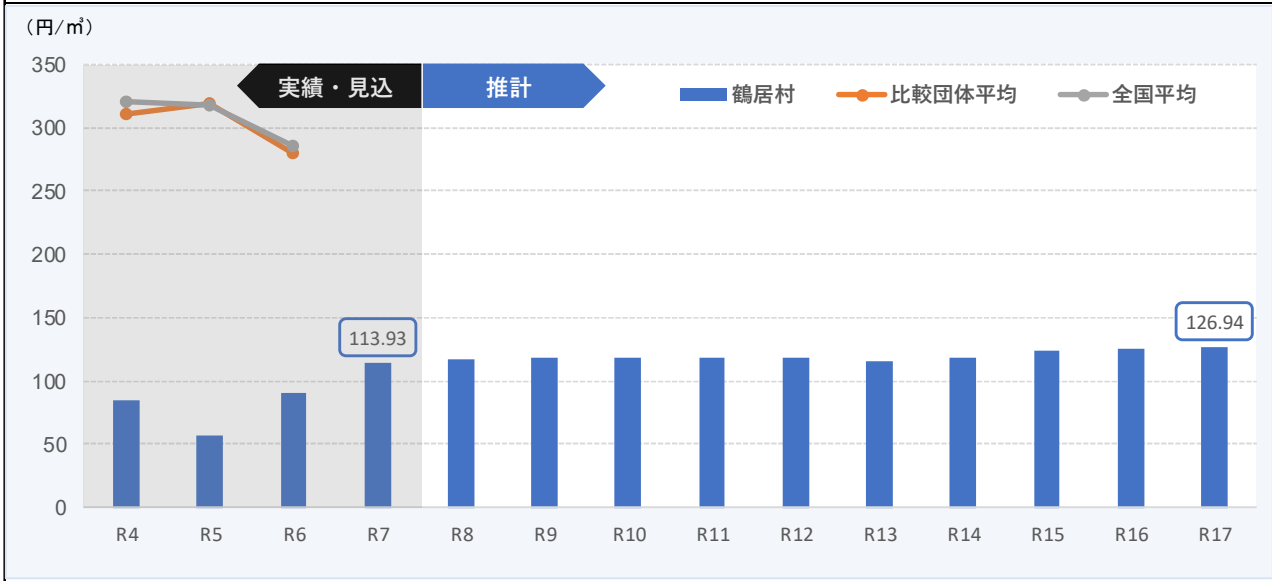

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
鶴居村	85.12	56.53	90.79	113.93	117.02	118.11	118.92	117.93	117.99	116.08	118.79	124.08	124.98	126.94
比較団体平均	310.26	318.99	279.83											
全国平均	320.83	317.14	285.60											

分析指標からわかること

近年の物価上昇や施設の老朽化に伴う更新費用の増加により、今後、給水に係る経費は増大していくことが見込まれる。しかしながら、現状の給水原価は、類似団体と比較して大幅に高い水準にあり、効率的なコスト管理のもとで事業運営が行われている。

■ 有形固定資産減価償却率（円/㎡）

算定方法	
有形固定資産減価償却率＝ $\frac{減価償却累計額}{償却資産}$ ×100	望ましい向き ↓
	―

分析指標の意味（何が分かる？）

保有している有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化（経年化）の度合いを示しています。数値が100％に近いほど老朽化が進んでいることを示しており、施設の安全性などの観点から更新の必要性を推測することができます。

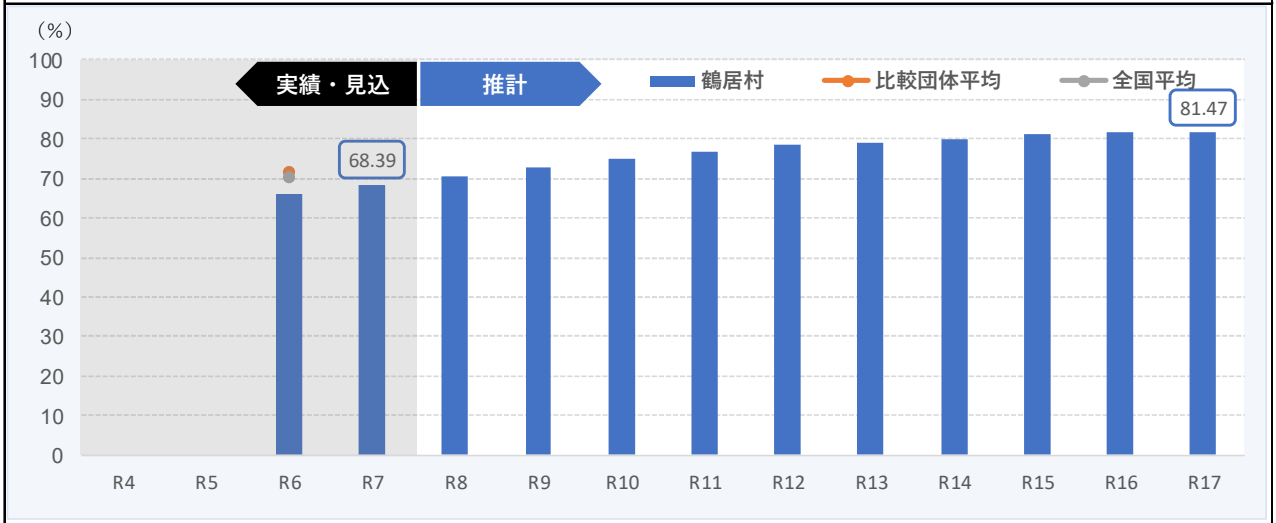

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
鶴居村			66.09	68.39	70.67	72.79	74.80	76.74	78.63	79.16	79.91	81.34	81.51	81.47
比較団体平均			71.44											
全国平均			70.34											

分析指標からわかること

当該施設は、令和7年度で供用開始70年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

第２章　事後検証と経営戦略の見直し

1　事後検証

毎年度、投資・財政計画と実績値の比較等による分析及び検証を行います。また、少なくとも５年ごとに中期的な経営分析及び検証を行い、基本方針に基づいた施策が実行されているか進捗状況を確認します。

このような取組を行うことで職員の経営意識を高め、本経営戦略の目指す目標達成に向け改善を図りながら簡易水道事業運営を行っていきます。

2　経営戦略の見直し

本経営戦略は令和８年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間としております。

この期間中、毎年度の進捗管理を踏まえ、目標値と実績値の比較分析を確実に実施するために、PDCA サイクルに基づき、計画の策定（PLAN）、事業の実行（DO）、達成度の評価（CHECK）、改善（ACTION）を行い、フォローアップしていきます。

具体的には、各年度において決算実績値と事業の実行（DO）との比較、及び達成度の評価（CHECK）を行い、改善（ACTION）の必要性があれば計画の策定（PLAN）の見直しをすることで各年度予算編成にも活用します。

このように PDCA サイクルを実施することにより、今後の事業を取り巻く環境の変化や住民のニーズに適切に対応できるよう、健全な事業運営を行っていきます。

このうち達成度の評価及び改善については、モニタリング及びローリングにより実施します。

図2-1　PDCA サイクル図

第３章　投資・財政計画

1　投資・財政計画

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			R5年度（決算）	R6年度（決算）	R7年度（見込み）	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)	35,299	37,949	37,096	36,783	36,483	36,182	35,899
		(1) 料金収入	35,251	37,913	37,066	36,783	36,483	36,182	35,899
		(2) 受託工事収益 (B)							
		(3) その他	48	36	30				
		2．営業外収益	223	50,791	52,035	61,336	57,731	55,753	54,628
		(1) 補助金	223	4,135	6,784	18,651	19,008	19,234	18,641
		基準外			6,519	17,127	17,435	17,688	17,175
		基準内（利息等）	223	4,135	265	1,524	1,573	1,546	1,466
		負担金							
		(2) 長期前受金戻入		46,656	45,241	42,685	38,723	36,519	35,987
		(3) その他			10				
		収入計 (C)	35,522	88,740	89,131	98,119	94,214	91,935	90,527
	収益的支出	1．営業費用	18,434	90,808	95,805	95,890	92,023	89,819	88,538
		(1) 職員給与費	5,225	4,539	4,689	4,703	4,716	4,728	4,741
		基本給	2,613	2,334	2,413	2,420	2,427	2,433	2,440
		退職給付費							
		その他	2,612	2,205	2,276	2,283	2,289	2,295	2,301
		(2) 経費	13,209	25,299	29,138	29,722	30,304	30,887	31,470
		動力費	4,146	5,561	5,250	5,355	5,460	5,565	5,670
		修繕費	70	2,581	4,323	4,410	4,496	4,583	4,669
		材料費							
		その他	8,993	17,157	19,565	19,957	20,348	20,739	21,131
		(3) 減価償却費		60,970	61,978	61,465	57,003	54,204	52,327
		2．営業外費用	202	543	931	1,120	1,082	1,007	880
		(1) 支払利息	202	318	931	1,120	1,082	1,007	880
		(2) その他		225					
		支出計 (D)	18,636	91,351	96,736	97,010	93,105	90,826	89,418
	経常損益 (C)-(D) (E)		16,886	△ 2,611	△ 7,605	1,109	1,109	1,109	1,109
特別利益 (F)									
特別損失 (G)				879					
特別損益 (F)-(G) (H)				△ 879					
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			16,886	△ 3,490	△ 7,605	1,109	1,109	1,109	1,109
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)				△ 3,490	△ 11,095	△ 9,986	△ 8,877	△ 7,768	△ 6,659
流動資産 (J)				47,786	52,737				
うち未収金				10,196	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
流動負債 (K)				23,106	24,020	26,434	31,434	30,700	30,341
うち建設改良費分				13,334	15,020	17,434	22,434	21,700	21,341
うち一時借入金									
うち未払金				9,369	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）				△ 9.197	△ 29.909	△ 27.148	△ 24.332	△ 21.469	△ 18.549
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)									
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			35,299	37,949	37,096	36,783	36,483	36,182	35,899
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)									
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)									
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)									
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)									
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)									

（単位：千円，％）

区分	年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
収益的収支 収益的収入	1. 営業収益 (A)	35,599	35,281	34,945	34,627	34,291	33,955
	(1) 料金収入	35,599	35,281	34,945	34,627	34,291	33,955
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他						
	2. 営業外収益	54,188	52,703	53,616	55,745	36,259	31,290
	(1) 補助金	18,520	17,515	18,554	20,707	20,905	21,559
	基準外	17,134	16,302	17,459	19,512	19,895	20,418
	基準内(利息等)	1,386	1,213	1,095	1,195	1,010	1,141
	負担金						
	(2) 長期前受金戻入	35,668	35,188	35,062	35,038	15,354	9,731
	(3) その他						
	収入計 (C)	89,787	87,984	88,561	90,372	70,550	65,245
収益的支出	1. 営業費用	87,926	86,253	86,359	87,811	67,931	62,303
	(1) 職員給与費	4,754	4,767	4,780	4,792	4,806	4,819
	基本給	2,446	2,453	2,460	2,466	2,473	2,480
	退職給付費						
	その他	2,308	2,314	2,320	2,326	2,333	2,339
	(2) 経費	32,053	32,635	33,219	33,801	34,384	34,966
	動力費	5,775	5,880	5,985	6,090	6,195	6,300
	修繕費	4,756	4,842	4,929	5,015	5,102	5,188
	材料費						
	その他	21,522	21,913	22,305	22,696	23,087	23,478
	(3) 減価償却費	51,119	48,851	48,360	49,218	28,741	22,518
	2. 営業外費用	752	622	1,093	1,452	1,510	1,828
	(1) 支払利息	752	622	1,093	1,452	1,510	1,828
	(2) その他						
	支出計 (D)	88,678	86,875	87,452	89,263	69,441	64,131
経常損益 (C)−(D) (E)		1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,114
特別利益 (F)							
特別損失 (G)							
特別損益 (F)−(G) (H)							
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,114
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		△ 5,550	△ 4,441	△ 3,332	△ 2,223	△ 1,114	
流動資産 (J)							
	うち未収金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
流動負債 (K)		29,410	28,684	27,954	21,405	19,297	19,201
	うち建設改良費分	20,410	19,684	18,954	12,405	10,297	10,201
	うち一時借入金						
	うち未払金	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
累積欠損金比率（ (I)/((A)−(B)) ×100 ）		△ 15.590	△ 12.588	△ 9.535	△ 6.420	△ 3.249	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)		35,599	35,281	34,945	34,627	34,291	33,955
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)							

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			R5年度（決算）	R6年度（決算）	R7年度（見込み）	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	22,000	60,600	40,400				
		うち資本費平準化債							
		2．他会計出資金							
		3．他会計補助金							
		4．他会計補助金（基準内）	5,370	2,478	3,808	9,164	10,688	14,061	13,632
		5．他会計借入金							
		6．国（都道府県）補助金							
		7．固定資産売却代金							
		8．工事負担金							
		9．その他	27,433						
		計 (A)	54,803	63,078	44,208	9,164	10,688	14,061	13,632
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
		純計 (A)-(B) (C)	54,803	63,078	44,208	9,164	10,688	14,061	13,632
	資本的支出	1．建設改良費	21,082	73,437	42,941				
		うち職員給与費							
		2．企業債償還金	7,251	8,778	13,335	15,020	17,434	22,434	21,700
		3．他会計長期借入返還金							
		4．他会計への支出金							
		5．その他							
		計 (D)	28,333	82,215	56,276	15,020	17,434	22,434	21,700
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			△ 26,470	19,137	12,068	5,856	6,746	8,373	8,068
補填財源		1．損益勘定留保資金			12,068	5,856	6,746	8,373	8,068
		2．利益剰余金処分額							
		3．繰越工事資金							
		4．その他	26,470	19,137					
		計 (F)	26,470	19,137	12,068	5,856	6,746	8,373	8,068
補填財源不足額 (E)-(F)			△ 52,940						
他会計借入金残高 (G)									
企業債残高 (H)			131,295	184,117	211,182	196,162	178,728	156,294	134,594

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		R5年度（決算）	R6年度（決算）	R7年度（決算見込）	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
収益的収支分		223	4,135	6,784	18,651	19,008	19,234	18,641
	うち基準内繰入金	132	95	265	1,524	1,573	1,546	1,466
	うち基準外繰入金	91	4,040	6,519	17,127	17,435	17,688	17,175
資本的収支分		5,370	2,478	3,808	9,164	10,688	14,061	13,632
	うち基準内繰入金	1,881	2,478	3,808	9,164	10,688	14,061	13,632
	うち基準外繰入金	3,489						
合計		5,593	6,613	10,592	27,815	29,696	33,295	32,273

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債		40,000	32,600	12,200	27,800	27,200
		うち資本費平準化債						
		2. 他会計出資金						
		3. 他会計補助金						
		4. 他会計補助金（基準内）	12,840	11,949	11,133	10,115	5,558	4,267
		5. 他会計借入金						
		6. 国（都道府県）補助金						
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工事負担金						
		9. その他						
		計 (A)	12,840	51,949	43,733	22,315	33,358	31,467
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	12,840	51,949	43,733	22,315	33,358	31,467
	資本的支出	1. 建設改良費		40,027	32,645	12,340	27,984	27,396
		うち職員給与費						
		2. 企業債償還金	20,735	19,300	17,708	15,985	8,775	6,756
		3. 他会計長期借入返還金						
		4. 他会計への支出金						
		5. その他						
		計 (D)	20,735	59,327	50,353	28,325	36,759	34,152
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			7,895	7,378	6,620	6,010	3,401	2,685
補塡財源		1. 損益勘定留保資金	7,895	7,378	6,620	6,010	3,401	2,685
		2. 利益剰余金処分額						
		3. 繰越工事資金						
		4. その他						
		計 (F)	7,895	7,378	6,620	6,010	3,401	2,685
補塡財源不足額 (E)-(F)								
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			113,859	134,559	149,451	145,666	164,691	185,135

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
収益的収支分		18,520	17,515	18,554	20,707	20,905	21,559
	うち基準内繰入金	1,386	1,213	1,095	1,195	1,010	1,141
	うち基準外繰入金	17,134	16,302	17,459	19,512	19,895	20,418
資本的収支分		12,840	11,949	11,133	10,115	5,558	4,267
	うち基準内繰入金	12,840	11,949	11,133	10,115	5,558	4,267
	うち基準外繰入金						
合計		31,360	29,464	29,687	30,822	26,463	25,826

令和 8 年 3 月

鶴居村簡易水道事業経営戦略

〒085-1203　北海道阿寒郡鶴居村

Tel　0154(64)2115

鶴居村役場　建設課